

令和7年度 第1回 公益社団法人長崎県看護協会理事会報告

令和7年5月17日(土)、理事17名、監事3名が出席し、令和7年度第1回理事会を開催しました。

以下の協議事項7件は、全理事一致で、原案どおり承認されました。

・協議事項1. 会長の代行順序(案)について

理事の職務権限規程第6条第2項、第8条により、会長の代行順位について、毎事業年度最初の理事会で決定しなければならないことから、日本看護協会の決め方を参考にし、役員歴が長い木下副会長を1位、2位を井口副会長、3位を中尾副会長、4位を余里専務理事とすることを提案。

・協議事項2. 令和6年度事業報告(案)について

定款第53条第1項に基づき、毎事業年度終了後に理事会の承認を受けなければならないことから、重点目標に沿った事業内容と評価、実施報告を提案。

・協議事項3. 令和6年度決算報告(案)について

事務局より、決算報告を説明し提案したところ、理事より、入会金の使途を職場にわかるよう説明してほしいとの意見がなされ説明。

・協議事項4. 委員について

定款第44条第4項及び第45条第3項に基づき令和7年6月30日までの任期の委員会(保健師、助産師、看護師の各職能、労働環境、学会誌編集、災害看護、安全管理)の新任、再任の委員及び委員長について報告し、推薦できない委員については、執行部一任へと提案し、再度、施設へ協力をお願いしていく旨を説明。

・協議事項5. 県への要望について

要望書提出に向け、各理事からの意見を集約した結果を、業務執行理事会において、根拠やデータ等を整理し、内容を精査した上で、7月の理事会で協議し、8月末の提出を目途に行うことを提案。理事より、助産師の人材確保対策、DX化、看護補助者の確保について意見され、理事からの意見を参考に要望書の内容検討をしていく旨を説明。

・協議事項6. 夏季賞与支給(案)について

給与規定第31条に基づき説明し提案。

・協議事項7. 人事について

定款第46条第3項、理事会運営規則第9条第5項、並びに正規職員就業規則第7条に基づき、令和7年6月1日付で、福田妙美さんをナースセンター部長として、選任したいことを提案。

また、報告事項としては、以下のとおりです。

監査報告、令和7年度予算、令和7年度選挙管理委員・推薦委員、令和8年度日本看護協会代議員・予備代表員候補者、令和7年度通常総会の運営、令和7年度入会状況等